

第8章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

丸亀城跡の本質的価値を来訪者が肌で感じることができるよう、城内をくまなく移動でき、直に触れ、間近で見学することができる、歴史を学べる史跡としての活用を目指す。

既に、丸亀城跡は史跡としてだけでなく、都市公園として市民の憩いの場、レクリエーションの場として広く市民に親しまれている。

さらに平成30年度（2018年度）、坤櫓跡周辺石垣の崩落があったことで、市民の間では改めて丸亀城跡が心のよりどころであったことが認識されたところである。丸亀市のシンボルであり、市民の誇りとして丸亀城跡の理解をさらに深められるような活用を目指す。

第2節 方法

第1項 歴史遺産としての活用

天守及び大手一の門、二の門が現存し、東西南北の四方を高石垣で囲む丸亀城跡については、中心市街地という立地を活かし、地域に開かれた歴史を体験できる場として活用する。

- ・発掘調査や古文書、古絵図などの調査・研究を継続して実施し、その成果をパンフレット、ホームページで公開し、解説板を充実させるなど成果を広く発信し、史跡の本質的価値を生かした活用につなげる。
- ・丸亀城跡の文化財性・歴史性を最初に体感できるエントランス空間である大手一の門、二の門、天守が一望できる日本でも有数の高い視覚性を持つ城跡であるという点を積極的に発信する。
- ・ガイダンス機能を果たしている資料館では丸亀城跡や丸亀藩主ゆかりの文化財等を活用し、価値の多様性を活かして展示を行う。
- ・ボランティアガイドに対して、学芸員による定期的な研修を行い、観光客等に丸亀城跡を案内する人材の育成に努める。
- ・丸亀城跡は生駒氏の時代に支城として築かれたが、同じく生駒氏が入城した高松城跡、引田城跡が所在する自治体等と連携し、香川県内の歴史を学べる機会の多様化を図る。
- ・多度津藩は丸亀藩の支藩として成立した歴史的経緯があることから、多度津町と連携し、京極家の歴史について学ぶ機会の増大を図る。
- ・崩落した三の丸坤櫓跡、南西帯曲輪石垣復旧事業では情報発信に努め、工事中ならではの高石垣の迫力や高度な構築技術をアピールする。石垣復旧現場前に開館した石垣復旧PR館においては、丸亀城跡に関する歴史資料や石垣復旧に関連する資料の展示、復旧現場の展望所の設置、復旧現場から出現した埋没石垣の展示等を行っているが、引き続き石垣復旧事業の情報発信並びに史跡のガイダンス機能の強化を図る。



写真 87 ボランティアガイドによる解説

第2項 学校教育における活用

丸亀城跡の持つ本質的価値の理解を深めるため、現地整備に加えて映像や動画などを用いながら幅広い年齢層が理解できるように努め、学校教育の場として広く活用され、愛される史跡を目指す。郷土の歴史を学ぶことは郷土の誇りを醸成し、これからの郷土を担う人材育成にも繋がることであるので、教育現場に働きかけ、学習機会のさらなる増大を図る。

- ・市内の小学校3・4年生の社会科副読本「あすへのびる丸亀」での丸亀城跡の学習を継続的に実施するとともに、近隣の小学校の生活科や理科における自然観察学習、城内資料館の展示物の見学、観光案内所内うち工房「竹」でのうちわづくり体験等を継続して行う。
- ・保育所・幼稚園・こども園の園外保育、小学校・中学校の遠足や授業での活用をきっかけとして文化財への興味を持てるよう、丸亀城跡を活用した学習機会の増大を教育現場に働きかける。
- ・丸亀市独自の取組である、「キッズウィーク」では、親子で丸亀城石垣復旧工事現場見学を行うなど、丸亀城跡の本質的価値に触れる機会を増やす。
- ・近年、市内・県内の小中学生が郷土の歴史を学ぶ「ふるさと学習」の場として、丸亀城跡を訪れる機会が増えていることから、学習機会のさらなる増大を図り、ふるさと丸亀を愛する子どもたちを育てる。

第3項 生涯学習（社会教育）における活用

本市が目指す生涯学習社会の実現に向けて、平成29年度（2017年度）から5年間を対象期間とした「第3次丸亀市生涯学習推進計画」に基づき、市民の生涯学習活動の場として活用する。

関係部署が連携し、本市のシンボルである丸亀城跡を学ぶ機会を増やすことで本市の歴史に関心を持つ者同士の交流を促進し、この中で得られた成果を地域に還元する取組を通して地域コミュニティにおいて仲間づくりや学びへの意欲の活性化へと繋げていく。

- ・市民が郷土の歴史を学ぶ「丸亀市民学級」のほか、歴史的背景により親善都市となった石川県七尾市、北海道京極町の子どもたちと本市の子どもたちとの交流事業においても、丸亀城跡の見学などを継続的に実施する。
- ・丸亀城跡は、子ども会を卒業した中高生のジュニアリーダークラブの活動場所や、毎年5月に開催される「丸亀お城まつり」における社会教育団体の青年団体・婦人団体等の活動場所として継続して活用する。
- ・「丸亀市民学級」について丸亀城をテーマとした複数回講座の開催を目指し、郷土の歴史への興味を喚起する。石垣の崩落に伴う調査研究及び復旧事業の中で得られた新しい知見を活用し、学習機会を設ける。講座を通して丸亀城跡の本質的価値への理解を深めてもらう。
- ・出前講座の企画においては、丸亀城跡に関する映像や動画などを用いながら開催するとともに、講師等の充実を図る。

第4項 地域における活用

●地域資源として

都市公園「亀山公園」として活用することで、より多くの人に史跡を身近に感じ、親しんでもらうため、地域の芸術文化活動や各種のレクリエーション活動の場としての活用を図る。

- ・公園施設の維持・更新時には、遺構の適切な保存を図るとともに、関係部局との連携を深め、適切な植栽管理を行うことで、引き続き市民の憩いの場として活用する。内堀は、水位の変化、水質悪化と外来動物の繁殖などに注意しながら、現状どおりに活用する。
- ・丸亀城跡周辺のマップやパンフレット等を作成し、周辺観光資源との連携強化し、回遊性を高めるとともにSNSを活用した情報発信に努め、中心市街地の活性化を図る。

●観光資源として

丸亀城跡は、石垣をはじめとした遺構がよく残るだけでなく、全国現存12天守の一つである天守をはじめ、大手一の門、二の門が国の重要文化財として現存しており、丸亀市の貴重な観光資源としての活用を図る。

- ・丸亀城跡は本市観光の中心的企画として丸亀お城まつり・丸亀城おもてなしイベント・丸亀城キャッスルロードなどの各種イベント、丸亀城桜まつり・丸亀城菊花展・時の記念日・八朔だんご馬などの季節の風物詩イベントのほか、天守や石垣のライトアップ等、多彩なイベントをさらに充実させることで、より集客を高める。
- ・各種音楽ライブ・浄瑠璃・サーカス・プロジェクションマッピングなど、ユニークベニューとしての活用を図る。また、観光庁が推奨する「城泊」については観光部局と実現の可能性について協議を進める。
- ・城内の観光案内所・おみやげショップ・うちわ工房「竹」などの既存施設を活用するとともに、丸亀城ボランティアガイドやお笑い人力車による来訪者のもてなしも充実を図る。
- ・市民に対しては、日本百名城スタンプの設置や「御城印」の限定販売等により付加価値を高めているが、丸亀城跡をさらに身近に感じてもらえるように新たなグッズの開発を行う。
- ・京極家大名庭園「中津万象園」など、周辺観光資源との連携を強化し回遊性を高めるとともに情報発信に努める。
- ・既存アプリ「よみがえる丸亀城」のコンテンツの充実や先端技術を活用し、既存の設備等との連携を図るなど、丸亀城跡の本質的価値を効果的かつ適切に伝える仕組みづくりに取り組む。
- ・高い視覚性を持つ丸亀城跡を様々な角度から見ることのできるビューポイントを設定し、案内板を設置する。特に令和3年(2021)に完成する丸亀市役所新庁舎最上階からの展望スポットについては情報発信に努め、大きくアピールする。
- ・インバウンドに備え、多言語化や天守入場料のキャッシュレス化を図る。



写真 88

お城まつりの大名行列



写真 89

アプリ「よみがえる丸亀城」の画面

第9章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

史跡の本質的価値を保存するとともに、継続的調査を行い、新たに明らかになった価値を顕在化させ、公開活用するための整備を段階的、計画的に進めることを目指し、史跡丸亀城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」とする。）を策定する。

保存のための整備の方向性としては、

- ・計画的な調査研究を行なう。
- ・良好な状態で保存するため現状を把握するとともに日常的な維持管理に努める。
- ・修理が必要な箇所は計画的に対応する。
- ・自然災害で被害を受けた遺構は早期に復旧する。
- ・遺構に悪影響のある樹木は伐採や剪定等を進める。
- ・遺構保存のために必要な排水施設等の整備を積極的に実施する。

活用のための整備の方向性としては、

- ・来場者に史跡の本質的価値や魅力を正しく理解ができ、学びの場として活用できるような整備を図る。
- ・城郭本来の構造と来訪者の回遊性に配慮した動線計画とサイン類の整備を進める。
- ・史跡地として馴染まない目的外の構築物は移設を進める。
- ・史跡地の景観や史跡からの眺望に配慮した整備に努める。
- ・周辺住民の憩いの場として親しまれる環境整備に努める。
- ・便益施設の更新・新設に際しては、遺構保存を前提に史跡地としての景観に配慮したものとす。
- ・来場者の安全確保に努め、快適な利用環境の向上に努める。

第2節 方法

第1項 保存のための整備

日常的な点検や石垣の詳細調査等の現状調査を継続して行うことにより、修理を必要とする箇所、将来的に必要となる箇所をあらかじめ把握し、文化庁及び香川県教育委員会や丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会、学識経験者の指導・助言を受けながら計画的に修理を行う。

石垣修理は、現存する石垣を残すことを前提としたうえで、利用者の安全管理や史跡の本質的価値を損なうことを避けるための措置として必要な場合に実施する。修理を行う場合は、現状の調査や発掘調査等を行い、これに基づいて適切な修理範囲を設定したうえで実施する。図41の石垣修理①～⑧は修理を実施するところで、対策を検討する。

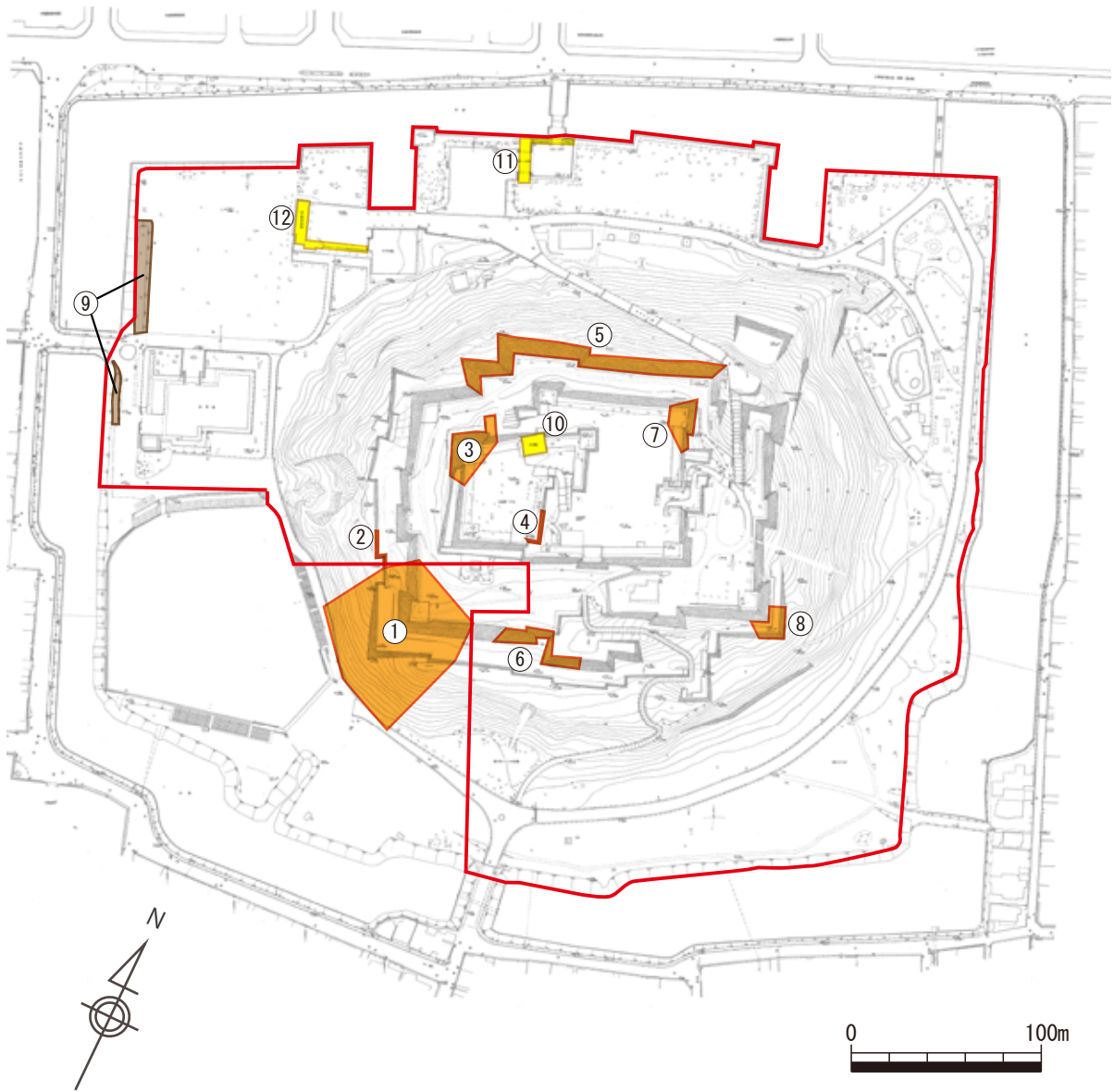
その実施に際しては、計画的かつ可能な限り学際的な調査を実施し、修理によって失われるオリジナルの範囲の価値を記録として残すとともに、その過程で判明したその成果等については、発掘調査現場説明会、工事現場見学会等を活用して、適切な時期や方法で公開することとする。史跡の価値や修理事業に対する市民の理解を深め、円滑な事業の推進に努める。

表 16 本質的価値を構成する諸要素に関する整備方法

地区	項目	本質的価値を構成する諸要素	保存のための整備内容
全体	-	-	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣を中心とした遺構の保存・整備を優先的に実施する。 ・ 雨水排水に関する調査を早急を実施するとともに、山上部から内堀に至る適切な排水体系の整備を行う。 ・ 定期的に除草や樹木の剪定を行い、遺構を見やすくすることで、適切な保存・管理を図る。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格的な活用のための整備を計画的に行う。
A	山上 曲輪群 地区	石垣（高石垣・補強石垣） 天守 曲輪 櫓台及び櫓礎石 門礎石 石樋・排水路 井戸など	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存のために必要な発掘確認調査を実施する。 ・ 崩落した坤櫓跡周辺石垣については体制の整備や財源の確保に努め、早急に復旧する（図 41-①）。 ・ 他の石垣についても、モニタリングなどの現状調査を実施したうえで適切な対策（発掘調査を行い、保護ネットの設置、補強石垣のような用途の施設、間詰石の補修等）を講じる。状況によっては安全に完了できるまで立入禁止措置にて来訪者の安全を図り、解体修理も検討する（図 41-②～⑧）。 ・ 天守について、耐震診断の解析結果を踏まえ、専門家の指導を仰ぎながら必要な修理を行う。消火栓等の防災施設の定期的な点検を行い、老朽化した箇所を確認した場合は適切な対策を講じる（図 41-⑩）。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期で掲げた石垣修理を計画的に行っていく。また、建物礎石や井戸などの石垣以外の遺構についての保存・整備も必要に応じて行う。
B	亀山 斜面地区 (城山斜面部)	かぶと岩 東南山麓、東側麓、 西北山腹の石垣 見返り坂 搦手登城路、 御殿境界土塀跡、 社跡	長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 北面の生駒期登石垣や見返り坂、南面の搦手登城路、西面の御殿境界土塀跡、社跡などについて遺構確認を行ったうえで、必要な保存措置を図る。

表 16 (続き) 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法

地区	項目	本質的価値を構成する諸要素	保存のための整備内容
C	大手地区	大手櫛形 大手一の門・二の門 東西土塀 石垣 石樋 土塁	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・文化財建造物について、日常点検を行い、状況を見極めながら、必要な修理に努める。 ・消火栓等の建造物防災施設の定期的な点検を行い、老朽化等があれば整備を行う。 ・耐震対策についても現状調査を行いながら、必要な検討を行う (図 41-⑪)。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・文化財建造物について、必要に応じて耐震対策を行う。
C	御殿地区	玄関先御門 番所 長屋 土塀 御殿礎石 庭園跡 馬場跡	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・文化財建造物について日常点検を行い、現況を見極めながら必要な修理に努める。 ・消火栓等の防災施設の定期的な点検を行い、老朽化した箇所を確認した場合は適切な対策を講じる。 ・耐震対策についても現状調査を行いながら必要な検討を行う (図 41-⑫)。 ・資料調査を継続する。
			中・長期
		<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査を行い、御殿や庭園に関する遺構の存否や内容を確認し、史跡整備のあり方の検討と合わせて遺構の保存策を講じていく。 	
	搦手・東側地区	井戸 土塁 搦手門跡	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・保存状況について日常の点検を行い、現状を維持する。 ・史跡地全体の排水体系を整備するなかで、西端部のうぐいす谷の北側埋設部分の整備の必要性などについて検討を行い、必要に応じて事業化を図る。
D	内堀地区	水堀 あやめ池 堀の水 北側堀端の石垣 堀斜面の土手 護岸の低石垣 堀肩部の土塁 (城壁) 搦手の渡り土手	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化について悪化原因を調査したうえで調査を継続し、対応策の検討を進める。 ・北西部の内堀の土塁について、確認調査を実施し保存・整備を行う。(図 41-⑨)
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・護岸施設やうぐいす谷部分等を適切に整備し、保存に努める。
E	武家屋敷跡・外堀地区	地割 土塁 外堀	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・外濠緑道公園の土塁などの史跡指定に向け、遺構の確認調査を行う。



雨水排水対策・保全のための調査・発掘調査含む 短期

石垣修理・保全

石垣の修理・保全工事を順次行う。 短期～長期

坤櫓跡石垣① 帯曲輪西石垣② 本丸西石垣③

本丸東石垣④ 三の丸北石垣⑤ 三の丸南石垣⑥ 二の丸番頭櫓跡石垣⑦

帯曲輪南東角部石垣⑧

土塁の整備 土塁の整備を短期で行うもの 西側土塁⑨

文化財建造物 耐震対策を短期で行うもの 丸亀城天守⑩ 大手一の門⑪
番所・長屋⑫

図 41 保存のための整備

第2項 活用のための整備

活用のための整備は、来訪者に史跡の価値や魅力を正しく伝え、学習の場として活用することを念頭におき実施する。同時に、市民の憩いの場であり、観光施設でもあるため、来訪者が快適に利用できるような環境整備を行う。

1 遺構の復元整備等（図 41）

丸亀城の歴史を体験できるよう遺構の復元や復元建造物等についても検討する。本計画においては必要な各種の調査を実施し、多角的に必要な検討を実施する。また、丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会、香川県教育委員会、文化庁の指導や助言を踏まえ、必要な準備が整った段階で復元整備を実施するものとする。

2 案内・解説板、展示施設の整備（図 42）

来訪者に史跡の価値や魅力を正しく伝え、学習の場にも活用するため、来訪者にわかりやすく、全体で調和がとれたものとする。既存施設の更新時に進めていくが、既設の物で老朽化しているものや、調査の進捗による内容の変更等の対応が必要なものについて、設置箇所、フォーマット、多言語表記について十分検討し、随時実施する。

展示施設については、城内の資料館や天守の空間をこれまでどおり活用し、展示内容の更新や充実を図り、情報発信に努める。

3 便益施設の整備（図 43）

展望所、観光案内所、延寿閣別館、園路、休息施設、便所、公園施設、駐車場等の施設の整備や移設は、関係部署と連携し、「整備基本計画」において方針を定めたくえで実施する。ただし、既設の施設で老朽化し、至急の対応が必要なものは随時、更新を行うものとする。施設の更新に際しては、遺構の保存、景観の保全、動線計画等を十分に検討し、実施する。また、バリアフリーに配慮し、周辺環境と調和がとれた施設になるよう検討を行う。設置に当たっては、事前に発掘調査を実施し、遺構の保存の対策を講じる。

また、句碑やベンチなど寄贈設備等についての経緯を調査したり課題を整理することで、現状での維持を図るか、史跡地外への移転を行うかの方針を定める。

4 環境管理

石垣などの遺構の見学や理解を深める上で悪影響を与える樹木、来訪者に危険な樹木は優先して剪定、伐採を行う。景観上又は利用上不適切な樹木、密植などで生育不良となっている樹木は伐採し、樹木、樹林の整備・管理については「整備基本計画」で地区別に具体的な方針を定める。

新たな植樹は原則として行わないが、山上曲輪群地区（A地区）のうちの二の丸や下曲輪地区の搦手・東側地区（C-3地区）などにおいては、市民の憩いの空間として必要な桜などは、枯死に伴う植替えや補植の際に遺構への影響がない範囲や方法を十分に検討したうえで実施する。

5 エリア整備

城内各エリアの見学ルートについては、来訪者が安全に見学できる整備を行う。また、

災害時に避難できるよう安全な場所を確保し周知を行う。危険箇所については、立入禁止などの通行制限を行い、復旧や整備に努める。

武家屋敷跡・外堀地区においては、関係部局と連携し、説明板の設置等を実施し、観光客や来訪者の丸亀城下町の理解の促進や利便性の向上に努める。

表 17 活用のための整備

地区	項目	活用のための整備内容		
全体	-	案内・解説・展示施設の整備	<p>短期及び持続的に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板や解説板の整備は既存施設の新規整備や更新を行う（図 42）。 	
		便益施設の整備	<p>短期及び持続的に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設の物で老朽化し、至急の対応が必要なものは随時行う（図 43-①～⑥）。 句碑の移設を行う（図 43-⑨～⑫）。 園路の整備を行う（図 43-⑬）。 	
			<p>短期及び持続的に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 石垣などの遺構の見学等に悪影響を与えるもの、来訪者に危険な樹木は優先して剪定、伐採を行う。 景観上又は利用上不適切な樹木、密植などで育成不足となっている樹木は伐採し、樹木の整備・管理については「整備基本計画」で地区別に具体的な方針を定める。 	
	A	山上 曲輪群 地区	案内・解説・展示施設の整備	<p>短期及び持続的に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸亀城天守内については、今後の修理状況にあわせつつ、展示内容の充実を図る。
			遺構の復元整備・遺構表示等	<ul style="list-style-type: none"> 延寿閣別館は丸亀城跡の魅力を伝えるため「城泊」などの施設活用や必要な整備を検討する。
			櫓などの歴史的建造物の復元	<ul style="list-style-type: none"> 櫓や門などの建物についてこれまでの発掘調査成果を整理したり、歴史資料の調査など、資料収集を行う。
延寿閣別館の整備			<p>中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査を実施し、櫓や門などの復元建造物について復元を検討する。 	
C	大手地区	便益施設の整備	<p>中・長期</p>	
		観光案内所	<ul style="list-style-type: none"> 多くの来訪者に利用されている観光案内所については、ボランティアガイドの活動拠点として、一層の活用を図り、今後の施設の在り方についても検討する。 	